



昭和37年から、記録管理に磁気テープ方式が取り入れられました。  
被保険者台帳は、現存台帳(昭和32年10月現在被保険者である者)  
から磁気テープ化の作業が始まり、昭和52年に完了したといわれています。

## そして、国民年金は？

国民年金制度は、「国民皆年金」を成立目的としていますが、  
保険料徴収方法に議論が集中し、肝心な記録管理は後回しに  
された感があります。

### ●徴収業務は昭和36年から

国民年金の保険料徴収が開始されたのは、昭和36年4月です。  
ところが、年金記録管理が開始されたのは、実にその6年後に  
予算が組まれてからのことなのです。

### ●事務の三重構造

国民年金法第3条には、  
「国民年金事業の一部は、都道府県又は市町村に行わせることが  
できる」とされており、記録管理については、  
国、都道府県、市町村の3重構造になっています。  
当初から、記録管理の責任の所在が明らかでなくなる恐れはあったといえます。

### ●事務の実態

市町村で適用事務、保険料収納業務を行っていたことから、  
被保険者記録は、市町村の「被保険者名簿」により管理されていました。  
昭和40年、都道府県で、さん孔テープを作成し、社会保険庁業務課に  
送付し、ここで磁気テープに変換されていました。  
市町村に、「受付処理簿」、「被保険者名簿」、「被保険者名簿索引票」  
を各々保存期間を定めて、備え付けさせました。

## そして、オンライン化

昭和60年のオンライン化に伴い、社会保険庁は、  
「マイクロフィルムに移行させた各種の台帳については、破棄すること。」  
という指示を出し、以降の発生した氏名等の誤表記等の処理について  
再調査出来る資料を自ら葬ってしまったのです。

### ●西尾は思います

年金のご相談を受ける身としては、  
ご相談者の年金への期待、信頼、安心感をひしひしと感じます。  
年金制度がスタートした当初から、程度の差はあれ、被保険者は  
なにがしかの期待を寄せていたと思います。  
年金の基礎であるところの「記録」が、  
国民の信頼を寄せるに足るような、管理がなされていなかったことに  
腹の底からの怒りを覚えます。  
今後、コンピュータ任せでない、被保険者記録管理がなされていくよう  
しっかりと、過去を検証し、現在を監視し、未来を設計しなければならない  
と私は思います。

---

## ★トピックス～労災審査請求についての改正点～

労災の保険給付の決定に不服があるときは、審査官に審査請求することが  
出来ます。

審査請求をした場合、これまでは、不支給決定の理由等を記載した  
労働基準監督署長からの意見書は、審査請求人に提示  
されませんでした。

審査請求のより一層公正かつ迅速な処理のため、  
今年の10月1日以降に審査請求が出された事案については、  
監督署長の意見書を事前に審査請求人に提示し、  
処分理由を明らかにした上で審査を行うことになりました。

元々、審査請求をするのは、不支給理由が知りたいという  
もっともな理由から行うのですから、  
門前払いのような従来の審査から一歩踏み出したこととなります。

~~~~~編集後記~~~~~

この前、寺町を歩いていたら、三島亭の  
切り落としが、とてもおいしそうで、その上、  
おくさん、これが、えらい安かったです。(だれに話してるんや)  
さっそく買い求め、フライパンで作る肉じゃがに挑戦。  
とても、おいしくできました。  
これが、また、ビールによく合います。

でも、次の日も、その次の日も肉じゃが。  
そして、昨日は、肉じゃが入りのオムレツ。

もう、当分、肉じゃがは、いい、です。

~~~~~

\*\*\*\*\*

#### 年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 \*

\*\*\*\*\*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>